

観光力第59号の1
令和5年5月23日

西谷 文夫 様

奈良県知事 山下 真



旅行業の変更登録について（通知）

旅行業法第6条の4の規定による旅行業の変更登録の申請については、別紙のとおり登録したので通知します。

※ 登録の有効期間は、令和7年11月26日までです。